

議案第 31 号

八潮市立休日診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例に
ついて

八潮市立休日診療所設置及び管理条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出

八潮市長 大 山 忍

提 案 理 由

治癒証明書に係る手数料を廃止する等したいため、この案を提出するものである。

八潮市立休日診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例

八潮市立休日診療所設置及び管理条例（昭和55年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号アを削り、同号イを同号アとし、同号ウ中「その他の証明書及び診断書」を「ア以外の診断書及び証明書」に改め、同号ウを同号イとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。